

会 議 事 録

1 会議名	平成30年度第2回長岡市障害者自立支援協議会
2 開催日時	平成31年3月25日（月曜日） 午後1時30分から午後4時00分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 東棟4階 大会議室
4 出席者名	<p>(委員) 相崎 隆一 会長 嶋影 優子 副会長 五十嵐 ケイ子 委員 五十嵐 美佐子 委員 市村 浩文 委員 鎌田 瑞樹 委員 神村 典子 委員 小林 由香 委員 佐藤 泰子 委員 鈴木 陽子 委員 数藤 武彦 委員 中川 よし枝 委員 並木 純子 委員</p> <p>(事務局) 福祉保健部長 福祉課長 福祉課長補佐 福祉課障害者基幹相談支援センター長 福祉課障害活動係長 福祉課障害支援係長 ほか関係職員 相談支援センターふかさわ 障がい者支援センターあさひ 越路ハイム地域生活支援センター 地域生活支援センターサンスマイル 障がい者支援センターさんわ 障害者相談支援センターとちお</p>
5 欠席者名	入倉 光一郎 委員 桑原 拓 委員 榊原 紀子 委員 佐々木 美恵子 委員 吉田 良子 委員
6 議題	(1) 専門部会、ワーキングの取組状況について (2) 今年度の活動の評価と来年度の協議会の運営体制について (3) 委託相談支援事業の地区担当制の導入について (4) 委託相談と計画相談の人員体制の確保について (5) 情報共有

7 審議の内容	
発言者	内 容
障害者基幹相談支援センター長	<p>それでは平成30年度第2回長岡市障害者自立支援協議会を開会いたします。はじめに、会長から御挨拶をいただき、その後の進行は会長からお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。年度末になり、毎日大変お忙しい中とは思いますが、この全体会に出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>第1回の全体会は7月に行われまして、その際には、今年度の各部会、ワーキングの活動方針や取組内容、それから、「こういうふうに取り組み始めた」というところまでの報告があったわけですが、本日はこの1年間どう取り組んで、その結果どうであったか、あるいは来年度に向けてどんな課題があるのか等、報告いただきたいと思います。12もの部会、ワーキングがありますので、時間に限りがある関係で、かなりダイジェストでご報告いただくことになると思います。</p> <p>開会前にセンター長から「議事録に残るからそのつもりで」と報告がありまして、私は「そうか、発言に気をつけなきゃなあ」と思ったんですが、皆さんは気にしないでくださいね。聞きたい事や質問したい事等がありましたら、ぜひ積極的に御意見をいただいて、この会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは専門部会、ワーキングの取組状況について報告してもらいます。先程お話しましたように、12の部会、ワーキングがありますので、質問は部会ごとにではなくて、前半後半ということで2回に分けさせていただければと思います。</p>
障害者基幹相談支援センター職員	(資料 No. 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、4-3、4-4により説明)
〃	(資料 No. 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、6-1、6-2、6-3により説明)
〃	(資料 No. 7-1、7-2、7-3により説明)
会長	<p>はい、ありがとうございました。ここまで6つの部会、ワーキングの活動についての報告でした。</p>

<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>月に1回行われている運営会議に参加されているメンバーの方は、毎月進捗状況を確認していますが、この全体会のみには御参加の皆さんにとっては、スピードが速かったと思います。</p> <p>後で説明もあると思いますが、資料の一番後ろの方に、ナンバー15と書かれたカラー刷りのA3の資料があって、そこに今年度の協議会の活動報告があります。ここにはダイジェストで書かれていますが、最初に事務局から報告があった相談支援部会については、上から5段目の左側に書かれています。「地域をみて個別支援に生かす」ということで、地域の状況をちゃんと把握して、強み弱みを確認するということを書いてあります。</p> <p>次のどこだれ部会の方は、3段目の左側に「どこで誰と暮らしたいか」ということで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての協議、地域で暮らし続けるための課題、現状把握等を行ったとあります。</p> <p>その隣にあるのが、身体障害者施設職員向けの地域移行のワーキングということで、研修をやって、施設に入っている人が、入所や病院で暮らすのが良い悪いではなくて、どこで誰と暮らしたいかということを検討したとあります。</p> <p>次が、その隣にある成年後見制度のワーキングです。こちらも支援者向けの研修をやりましたとあります。</p> <p>次が、一番右の列の下にある、行動障害のワーキングで、行動障害のある人の受入について実践している事業所を訪問しヒアリングを行い、各事業所の取組を情報交換したということです。</p> <p>最後に報告があったのは、左側の一番下、移動入浴ワーキングです。移動入浴サービスの運用について見直しをした結果、使いやすいサービスになったんだということが書かれています。</p> <p>以上のような報告がありましたが、皆さんの方から、御意見、御質問等ありましたら、ぜひ、議事録は気にせずに、積極的にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。そうしましたら、事務局の方で、先ほどは時間の都合上短い時間でしたが、何か付け加えるべき内容があれば、ここを出していただいても結構です。</p> <p>よろしいでしょうか。どこだれ部会の来年度の活動についての報告ができていなかったのを改めて説明させてください。</p> <p>現在、どこだれ部会から派生したワーキングが課題の取組をしてい</p>
------------------------	---

	<p>ます。身体障害者施設職員向け研修会ワーキングと、成年後見制度周知ワーキング、また、これらに加えて来年度は、昨年度まで取り組んでいた、知的障害者本人や家族向けの地域移行パンフレット作成のモニタリングがワーキングとして立ち上がる形になります。そして、部会で抽出した課題を各ワーキングで取り組むことになりますので、そちらに注力するという意味合いを込めまして、どこだれ部会の方は一旦休止ということになります。課題の取組が各ワーキングにおいて終了しましたら、部会での活動を再開させていただく予定ですので、補足をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ほかの部会、ワーキングはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、前半を終わらして後半の部へ移りたいと思います。資料8-1から順番に報告をお願いします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>(資料 No. 8-1、8-2、9-1、9-2、9-3により説明)</p>
<p>〃</p>	<p>(資料 No. 10-1、10-2、10-3、11-1、11-2、11-3、12-1、12-2、12-3、13-1、13-2、13-3により説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。後半6つの部会、ワーキングについて報告いただきました。これらも個別には説明はしませんが、先ほどお伝えしました資料ナンバー15に活動内容のまとめが記載されていますので、参考にいただければと思います。</p> <p>そうしましたら、まず私から、質問というか加えて説明をお願いしたいのですが、先ほどの相談体制部会のところ、障害福祉サービスを使う人に対する計画相談ではなくて、いわゆる一般の地域向けの委託相談については、来年度つまりこの4月から、地区担当制を導入するというで聞いています。それについて、関係機関への周知と、障害者を含めた市民の皆さんに対する周知というのは、どんなことを、どこまでやっていて、これからどんなことをしていこうと思っているのか、その点を聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>周知についてですが、今ほど会長が言われたとおり、大きく分けて、関係機関向けと、それから市民向けという2つございます。</p>

	<p>関係機関への周知につきましては、2月に、市から関係機関宛てに、4月1日から地区担当制を導入しますという文書を出させていただきました。それにチラシをつけて広報を行っているところです。</p> <p>それから、市民に対する周知ですが、同じく2月に各相談支援事業所ですとか、市の関係の事務所等に、A2サイズの大きなポスターを配布しまして周知を図っているところでございます。あわせて、A4サイズのチラシも作成しまして、お持ち帰りいただけるような形で各事務所窓口に設置をお願いしております。</p> <p>それから、今後の話になりますけれども、市政だよりの4月号で、健康課の保健師の地区担当制とあわせて、障害者の相談窓口の地区担当制開始を周知いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。市政だより4月号は、いつごろに市民の皆さんに配られるんですか。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>4月1日でございます。</p>
会長	<p>最終的に各家庭に行き届くのは、各町内によって違っても思うんですが、4月の中旬までには、と考えてよいですか。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>そうですね。</p>
会長	<p>わかりました。すみません、もうひとつよろしいでしょうか。</p> <p>地域づくり部会のところですが、これは運営会議の時も触れさせてもらったんですが、説明のあったように地域生活支援拠点ということで、地域の中で障害者の皆さんが暮らし続けられるようにするための5つの機能について、今年度については緊急ショート、来年度は別の2つの機能について検討していくということです。先ほどの委託相談の地区担当制をベースにして、その地域ごとの地域診断やネットワークづくりを通じて、国の言っている地域生活支援拠点の5つの機能について、われわれ長岡市の場合は、今ある既存の福祉サービスをうまく繋ぎ合わせて、その機能を作っていくということにしていると。</p> <p>1か所という言い方はそぐわないと常々思っているのですが、1か所あるいはひとつの規模、エリアになるのか、早急にその整備をして</p>

	<p>いかなければならないということもあります。機能別に検討していくこともとても大事なことなのですが、そろそろ全体の5つの機能を、長岡市としてはこんなふうに整備していくんだということを、地域や市民の皆さん、障害者の皆さんにもしっかりと公表していかないと、どんどん遅れてしまうということがありますので、地域づくり部会の中でやるか、それとも違うチームあるいは組織で検討していくのかということも含めて、ぜひ、これから早急に考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>おっしゃるとおり、検討のための検討をいつまでも続けるわけにもいきませんので、方針を出せば出していきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>協議会としては、拠点整備の方向性について一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは皆さん、これまでの中で、御意見御質問がありましたらぜひお願いします。</p>
<p>A委員</p>	<p>よろしいでしょうか。すみません、就労部会の方でお聞きしたいんですが、就労移行のことで市独自のルールを設けて就労移行支援の再利用が可能な仕組みを構築することとされていますが、これはいつから適用となるのでしょうか。</p> <p>あと、再利用の仕組みの詳細というのは、どのようになっていくのかなと思ひまして、教えていただければと思います。</p>
<p>障害支援係長</p>	<p>就労移行支援の再利用については、現在、内規の方を策定しております。まして、本年度中に各関係機関に周知連絡させていただく予定であります。</p> <p>ざっくりと仕組みについてお話しすると、就労移行支援を利用して残念ながら一般就労に繋がらなかった方が、その後就労継続支援 B 型に移行するわけなんです。B 型を利用して行く中で、就労意欲や作業能力等の力がついてきて、一般就労できそうな方が出てきた段階で、就労継続支援 B 型事業所と、今後就労移行支援を提供する事業所等がアセスメントをして、かつ相談支援事業所の相談支援専門員も含めて評価したうえで、一般就労できそうだというアセスメント結果が得られたら、福祉課に相談いただいて、再利用を認めるということです。</p> <p>また、就労移行支援事業所についても、過去3年間で平均3人以上、</p>

	<p>一般就労に至った方を出しているということも要件としています。</p> <p>内容については、就労部会で関係機関から色んな意見をいただいて検討を重ねた中で決定させていただいたというところです。</p>
A委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
B委員	<p>市政だよりに地区担当制の案内を載せるということで、意見というか要望なんですけど、計画相談と委託相談との区別について、どんなふうに市政だよりに載るのかちょっとイメージが沸かないんですが、「委託相談は地区担当制になります。計画相談はこうです」というように載っても、ちょっとよくわからないので、そこら辺が皆にわかるような市政だよりの内容になるといいな、と。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>委託相談については地区担当制が導入されますが、計画相談については、市の事業ではございませんので、地区担当制は導入されないということになります。そこが皆さんになかなか伝わらないのではないかとこの御指摘かと思えます。</p> <p>市政だより4月号については、市民向けの周知広報なので、一般の方に計画相談と委託相談と言っても伝わらないと思うんです。</p> <p>また、事業者向けの周知については、その辺りのことが抜けていたとか、徹底されていない部分がありますので、また今後文書を出させていただきたいと思っておりますし、各所から地区担当制の説明が欲しいという要望がありましたら、出向いて御説明に上がらせてもらいたいと思っております。</p> <p>委託相談と計画相談の区別、違いについての周知は、市民向けということではなく、事業者から市民にお伝えいただく体制にしていきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
B委員	<p>じゃあ、例えば私たちがよく分からないまま「ともに生きる」を見て違う事業所に相談に行ってしまったら、そこで説明してもらえないという感じでしょうか。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>そういうことです。お話をあつた「ともに生きる」には、委託相談の地区担当制について載せてお配りできるようにしていきたいと思</p>

	<p>ます。</p>
B委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。 ひとつよろしいですか。障害者の委託相談と計画相談といっても、元々は別名があって、委託相談が一般相談、計画相談が特定相談…どっちでしたでしょうかね。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>計画相談が、特定相談支援事業。それから、地域定着支援や地域移行支援というものが、いわゆる一般相談と呼ばれるものになります。委託相談というのは、今挙げた二つともまた違いまして、法律上は三つ目の事業となります。</p>
会長	<p>そうでしたか。あの、私も知識としてはこんなものですので。ただ、介護保険の世界だと、いわゆる委託相談は地域包括支援センターの仕事で、障害福祉で言う計画相談は、一般的にわかりやすい言い方だとケアマネということで、大分浸透してきたじゃないですか。そうしたときに、計画相談委託相談というような四文字熟語ではなくて、センターの名前だとか、計画相談を提供する役割の名前といった形で、もう少しわかりやすい俗称みたいなものを定着させていった方が、もしかしたら浸透度は早いのかなとも思いました。これからまた検討も必要なのかなとも思います。ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。</p>
C委員	<p>地域づくり部会の方で検討された緊急時の受入のフローチャートについては、今後どの程度見通しを持ってやっていていただけるのかな、というのがちょっと気になりました。緊急時の受入対応というのは、やっぱり苦慮することが多いので、フローチャートがしっかりできると助かるかなという思いがあるんですが、いかがでしょうか。</p>
障害支援係長	<p>緊急時のフローチャートについては、本当に一刻も早く策定して、関係機関に、主に相談支援事業所の皆さんが活用できるようにと考えておりますが、策定している段階で、その前にまず解決しなきゃいけない課題が非常に多く浮き彫りになってきたんですね。 その課題というのは、先ほどの地区担当制にも密接に関係するんで</p>

	<p>すが、緊急対応になる以前に、日頃からアウトリーチとして事前に防ぐというか、地域で支えるような体制を整備していく必要があると思っています。ただその中で、どうしても緊急対応をしなければならないという場合については、これはまだ部会の中での素案なんです、市内に各法人の入所施設、短期入所事業所が資源としてありますので、そういったところと、協定と言いますか、取り決めたうえで、できれば輪番制でもないんですが、いつでもその日受け入れてもらえるところを確保できるようにしたいと考えております。</p> <p>あとはコーディネーター機能ということで、受入施設と相談支援事業所との間に入って結びつける中間支援が一番大事だと思っています。それについては、皆さんも聞いたことがあるかも知れないんですが、既存の24コールセンターというのが市内に2か所あるんですが、その機能の見直しも同時に行って、その24コールセンターがコーディネーターの役割を果たすのか、それとも地区担当制が進んでいく中で、別のところに役割を持たせるのか考えなければいけないと。</p> <p>繰り返しなんですがフローチャートを完成させるために検討すべき課題が多くありまして、ただそれは最優先でやるべきことであって、部会としては理想像ができておりますので、あとはそれを実現するというので、それは行政の役割ですので、31年度早急に進めていきたいと思っています。</p>
C委員	はい、ありがとうございました。
会長	他にありますでしょうか。
D委員	<p>第5期の障害福祉計画というものを以前頂戴して、眺めて見ていますけれども、精神障害者だけでなく3障害全体の就労の実績ですが、長岡市は目標をクリアしているということで嬉しく思っておりますし、敬意を表したいと思います。それでグラフなんかを見てみますと、精神の方は1年以上の継続が難しいという結果が出ております。それからパートとか派遣社員への就職というのが増えていると思います。そういうことを考えますと、やはり、就労に結びつかない、派遣パートアルバイトにも結び付かないという理由としましては、コミュニケーションがうまく取れないということに大きな課題が残されているのではないかなと、そんな気がいたします。</p> <p>それで、国の法定雇用率は2.2%でしたか。それをクリアするために</p>

福祉課長	<p>長岡市はさらに障害者の就労支援に重点を置かれるのではないかと思います。支援の際、相談支援事業所の方々が一番身近に接して下さっているのではないかと思います。ですので、今後はまた計画にもございますけども、相談の方々の数を増やすということと、研修等を通じてスキルアップを図るといようなことが書かれております。願わくばさらに、心理士がいらっしゃるといいなあというふうに日頃考えております。そんなことで、市としては今後心理士を採用するといような方向性といのはどんなものでしょうか。</p> <p>御質問ありがとうございました。今時点では、市の組織の中で、心理士の採用の予定といのは正直なところないんですけども、総務人事部局と協議はしてみたいとは思っています。それで、委員の仰っている意味としては、市の組織の中に心理士を位置付けてもらいたいとい御希望でしょうか。</p>
D委員	<p>市の中でも、委託でもどのような形でも構わないです。精神の方と関りが持てるような体制が取れて、それが社会参加や就労に向けて効果が持てることを期待するといことです。</p>
福祉課長	<p>市の事業として今現在行っているもので、福祉課の中で職場体験とい形で、就労支援員の方に来ていただいて、年間 120 日くらい、実習生を 30 名弱くらい受入れています。その支援員の方といのは、特に心理士の資格を持っている方ではないんですけど、実習生の方は職場体験実習をして、その後企業実習に出られて、そこにはジョブサポーターの派遣があって、そういった中で一般就労に結び付けていくといことで、企業実習を経験した方のうち、だいたい年間 20 名くらいずつ就労されている実態があります。</p> <p>その中で、今ほどお話のあった心理士の方が市の組織にいた方がよいのか、あるいは委託として実施すべきなのか、これはまた検討課題とさせていただきます。</p>
D委員	<p>ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。</p>
E委員	<p>今ほどのD委員のお話についてはごもっともだと思います。精神の方に対しては、やっぱりコミュニケーションが非常に大事だと思うんですが、今の制度ではどうしてもバトンリレー的に支援者、担当者が</p>

	<p>変わっていきますが、障害者本人に馴染みのある人が伴走して支援していくという仕組みが重要なんだと思っています。ただ、今の制度では難しいところもあるのかなと一方で感じています。</p> <p>それで、お話のあった心理士については、これまで臨床心理士というものが国家資格ではなかったので、なかなか制度等に乗かってこないということがあったんですけども、幸いなことに、公認心理師という形で国家資格化されました。これまで、実は私達も訪問看護等の場面で心理師を活用したいと思っていたんですが、いかんせんそれが報酬の点数がとれるようなものではなかったと。それが国家資格化されたことにより、はっきりとは言えませんが、点数もとれるようになるかもしれない。そういうふうには、これから制度や仕組みの中に心理師が入ってくるということは十分に考えられるのではないかと。いつになるかはわからないけれども、近い将来そうなるのではないかなと、そんな期待も持っています。あくまでも御参考までに。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。</p> <p>それでは次に、専門部会ワーキングの取組状況についてですが、事務局どうでしょうか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>そうしましたら、会議が始まりまして1時間半が経過していますので、ここで10分間の休憩とさせていただきますと思います。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、再開とさせていただきます。次第の3番、今年度の活動の評価と来年度の運営体制についてということで、まずは事務局からお願いします。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター職員</p>	<p>(資料 14、15、16-1、16-2 により説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。皆さんの方で、御質問や御意見はありますか。よろしいですかね。</p> <p>それでは続いて、委託相談支援事業の地区担当制の導入と、委託相談と計画相談の人員体制の確保について、センター長の方からお願い</p>

<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>します。</p> <p>(資料 17、18 により説明)</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ひとつよろしいですか。</p> <p>改めて、先ほどB委員の言われたお話なんですけど、私もずっとこの資料を見ながら、資料 17 の 6 ページ目ですかね、地区別の社会資源の状況ということで、委託相談については、障がい者支援センター、地域生活支援センター、相談支援センター…事業所によって冠の言葉が違っていったということに今更ながらあらためて気づいたと言いますか。それで、高齢の世界では、相談業務については介護保険制度が始まって地域包括支援センターというふうに事業所の名前として統一されているわけですから、高齢分野で言うところの、包括に相談に行き、サービスを利用するときにはケアマネに頼む、というような認識が市民権を得るためにも、今は障害の方は委託相談と計画相談との兼務で始まるというわけで周知が進んでいくということだと思んですが、やはりどこかで、名前の方も、専任にするときあるいはその手前なのか、いずれかで整理をした方が、より早く地域の皆さんには名前と機能を理解していただけることに繋がるのかなと、ちょっとこれは感想なんですけど、またこれは協議会の中でも、ぜひ検討させていただきたいなと思ったところです。</p> <p>それでは皆さんの方で何かございますか。</p>
<p>B委員</p>	<p>すみません、基本的なことなんですけどどうしても確認したいことがあって、相談窓口の地区担当制なんですけど、資料 17 にあるように、相談中の方はあえて事業所を変更する必要はないというのはわかったんですが、これから相談を初めてするという方は、事業所を選ぶことはできないということでしょうかね。なぜこんなことを聞いているかという、地区担当制はあるけれども、例えばロコミで「あそこの事業所の相談員さんすごくいいよ」とか、やはりそういうのは実は親からしたらすごく重要な情報であって、知らないところに相談に行くよりは、親同士の繋がりの中で、「あそこにすごく良くしてもらったよ」、「私もそこなら行ってみようかな」とか、そういう情報ってやっぱり家族としてはすごく安心できることなんです。</p> <p>ですけれども、それについては、地区担当制が基本にはあるけど、</p>

<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>希望すればどの相談支援事業所であっても相談できるということではなかったでしょうか。</p> <p>地区担当制と、御本人、御家族の希望どちらを優先するかというお話かと思います。結論から言いますと、事業所を選ぶ権利は相談者にありますので、そちらの方が優先となります。ですけれども、地区担当制を導入する目的として、地域での見守り体制を作ることがありますので、それを十分に説明させていただいた上で、それでも別の事業所を希望するという場合には、地区担当制を押し付けるというわけにはいかないの、希望を優先するものです。ただ御理解いただく努力はさせていただきたいと思っております。</p>
<p>B委員</p>	<p>仰っていることはもっともだと思うし、本当に将来そうなればいいんですけども、本人もそうですし家族もそうですけれども、地域だからこそオープンにできない。できないというか、やっぱり、発達障害だとか、目に見えて障害がわからない子の場合には、子どものころから変な子だとか近所の方に見られながら育ててきた中で、「本当はうちの子ちょっとこういう特徴があるんです」と言えればいいんですけども、そのハードルが高いという親御さんもいます。</p> <p>なので、地区担当制が浸透していくことはもちろん必要だと思うんだけど、そんな思いもあるんだということをご理解いただきながら、相談を受けていただけるとありがたいかなと思いました。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>大変貴重な御意見をいただきましたので、心に留め置きながら進めさせていただきたいなと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。次が情報共有ということで、事務局の方でなにかありますか。</p>
<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>委員の皆様からの情報共有事項については、今回はないと事前に把握しております。</p> <p>事務局からは、委員の皆様の任期について、3年ということでございまして、あと2年間ということではありますが、年度末に差しかかってきており、各団体人事異動の時期が来ていることと思われま。それで、差し支えなければ、異動があった方がおられましたら教えていただきたいというお願いなんです、いかがでしょうか。</p>

会長	<p>今この場でですか？…皆さん顔を見合わせていらっしゃいますが、皆さん来年度もよろしく願いしてよろしいでしょうか。大丈夫ですかね。</p>
委員	<p>(異動に関する報告なし)</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>それでは御出席の皆様全員留任ということでお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>はい。基幹センターができてちょうど3年になったわけですが、この自立支援協議会の活動も、基幹センターに事務局を置くことになり、事務局もそうですが、委託相談支援事業所の方々からも協力していただき、先ほどのデータにもありましたが、延べ120名の方からこの活動に参加していただいています。活動の方も年々発展してきておりますし、協議会の部会ワーキングについても、色んな分野の皆さんから参加していただいて、課題を発掘して少しでも障害者の皆さんの役に立てばということで活動も多岐に渡り、ボリュームも大きくなっています。この1年間関わっていただいた皆さん本当にお疲れさまでした。</p> <p>来年度も引き続き委員の皆様留任ということで、活動の方もますます発展をするということなんでしょうけれども、ただ若干心配しているのは、さっきも言いましたけれども、委託相談支援事業所については、当然地域とのネットワークづくりをしっかりとやっていただかなければなりませんので、基幹センターの事務局の体制と委託相談支援事業所のコアメンバーの方々との程度協議会のほうに時間を使えるのかと考えたときに、いわゆる重点化と効率化を合わせて考えていかないと、継続は難しいということもありますので、その辺りも含めて、またこの協議会の活動に御協力いただきたいと思っておりますし、発展に向けて皆さんと一緒に努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ来年度もよろしく願いいたします。私の方からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
障害者基幹相談支援センター長	<p>それでは閉会にあたりまして、福祉保健部長が御挨拶申し上げます。</p>
福祉保健部長	<p>本日は皆様長時間に渡り本当にありがとうございました。今年度の</p>

<p>障害者基幹相談支援センター長</p>	<p>協議会の活動ということで報告がございました。詳細に多岐に渡り、本当に熱心に皆さんから協議していただいて積み重なってきたんだなと改めて感じました。</p> <p>先ほど来年度の体制の中でも提案がありましたし、今ほど会長からも御指摘ありましたが、非常に熱心に活動していただいて頭が下がる思いなんですけれども、皆さん当然この活動だけをされているわけではないので、もう少しスリム化、効率化、合理化ということも今後工夫して行って、より良いものにしていけるようみんなで力を合わせていけるといいなと思っております。</p> <p>それから、来年度から相談支援の地区担当制を導入するというものにつきましても、先ほどから御心配の向きもありますけれども、全市の見たときに、事業所が偏重していますので、それが市内のどこにお住まいであっても相談の窓口があるということで、市民の皆様の安心感に繋がるように、とりあえず地区の担当を決めさせていただいたということであって、例えば実際に障害者の方が相談される際に自分の窓口は固定化されるというものではありませんし、そこは柔軟に考えていただいて、そもそもこの体制は障害分野だけではなく、保健師の地区活動とか、高齢分野の地域包括支援センターとの活動とも連動させて、地域共生社会を作っていくための体制の第一歩と考えておりますので、詳細はまだまだ流動的ではありますので、また皆さんの御意見をいただきながら、よりよいものを作っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>障害分野は本当にまだまだやるべきことがたくさんありますので、今後も皆様のお力添えをお願いして御挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第2回長岡市障害者自立支援協議会を閉会します。皆様お忙しい中ありがとうございました。</p>
-----------------------	---